

令和2年度 地域歳末たすけあい運動・援護金について

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに掲げ、「地域歳末たすけあい運動」を展開します。

社会福祉協議会では、多くの市民の皆様からのあたたかい善意である地域歳末たすけあい募金を原資に、市内の生活困窮世帯や災害避難世帯の方々に地域歳末たすけあい運動・援護金を交付いたします。

☆対象となる世帯

鴻巣市内に在住の方で、住民基本台帳に登録されている人で構成されている世帯（区分③を除く）であり、次のいずれかに該当される世帯。

※生活保護世帯、預貯金がある世帯や親族当から援助を受けている世帯は対象外です。

区分①	令和2年度 市民税・県民税非課税世帯であり、かつ生活に支援を必要とする世帯				
区分②	令和2年度中に事故・病気・新型コロナウイルスの影響などの具体的理由により減収し、申請時において生活に支援を必要とする世帯 ※目安は、申請時の世帯収入が次の基準額以下の場合となります。				
	収入基準額	1人世帯 115,000円	2人世帯 159,000円	3人世帯 188,000円	4人世帯 223,000円
区分③	災害により被災し、市内に避難されている世帯であり、かつ生活に支援を必要とする世帯（全国避難者情報システム等に登録された世帯）				

☆申請方法

受付期間内に、裏面の申請書類をご用意いただき、原則、ご本人が提出ください。

※身体等の理由から、ご本人が申請書類の入手や提出が困難な場合は、下記問合せ先までご連絡ください。民生委員・児童委員が訪問させていただきます。

※申請内容・氏名等の個人情報には地域歳末たすけあい運動・援護金事業のみに使用します。また、担当地区民生委員・児童委員と情報を共有いたしますことを予めご了承ください。

申請書類・設置場所 鴻巣市社会福祉協議会、吹上地域福祉センター、鴻巣市役所福祉課、吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ、公民館（中央、あたご、箕田、常光、笠原、田間宮生涯学習センター、北新宿生涯学習センター）

受付期間 令和2年10月1日（木）～令和2年11月9日（月）
平日：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は受付しておりません）

申請場所 ①鴻巣市社会福祉協議会（総合福祉センター内）
②吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター内）



☆申請書類

必須書類	1. 申請書（1世帯1枚） 2. 振込口座のコピー（「表紙」及び「見開きの1ページ目」） ※申請者名義の預金通帳をご用意ください。 3. 本人確認書類のコピー（運転免許証などの顔写真付証明書） ※上記がない場合は、健康保険証。外国人の方は在留カード（表裏）	
	※家族構成等の記入された内容について、民生委員・児童委員が状況を確認する場合がありますのでご了承ください。	
添付書類	区分①②	非課税証明書発行用委任状・生活保護世帯照会用承諾書 （世帯全員分。ただし、中学生以下は不要） ※鴻巣市役所税務課において、社会福祉協議会が非課税証明書の発行を申請し、課税状況を確認します。また、非課税でない場合は、課税証明書の発行を申請します。なお、 <u>市民税・県民税の申告がお済みでない方は、必ず申告をしてください。</u> （ただし、税務署へ確定申告書を提出した方は必要ありません。） ※また、鴻巣市役所福祉課において、生活保護世帯ではないことを確認します。
	区分②	いずれかの書類をご用意ください。 ・解雇通知書のコピー（解雇の場合） ・収入状況が明らかになる書類のコピー（減収前と直近2か月分） ※給与明細書、給与が記載された預金通帳などをご用意ください。
	区分③	全国避難者情報システム等登録照会用承諾書（世帯全員分）*ピンク色用紙 ※市内に避難されていることを確認するため、鴻巣市役所市民課において、全国避難者情報システム等に登録されていることを確認します。 ※登録は鴻巣市役所市民課で受付けています。

☆交付決定・交付金額

歳末たすけあい配分検討委員会を経て、決定します。

☆交付方法

申請書に記入いただいた申請者名義の「預金通帳」等へお振込みします。

交付時期 12月下旬頃

《問合せ・申請受付場所（受付時間：平日・午前8時30分～午後5時15分）》

○鴻巣市社会福祉協議会（総合福祉センター内）

鴻巣市箕田 4211 番 1 TEL048-597-2100 FAX048-597-2102

○吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター内）

鴻巣市鎌塚 57 番地 1 TEL048-548-6664 FAX048-548-6673